

第1章 とうばんようすい 東播用水事業と施設管理組織の一元化

1 とうばんようすい 東播用水事業

(1) 事業の経緯

昭和30(1955)年代、日本は高度経済成長期に入り、播磨臨海工業地帯は「第五の工業地帯」と呼ばれるに至りました。兵庫県も播磨臨海地域を埋め立てて工業用地を造成し、製鉄、電気、触媒、石油、セメントなどの大小の工場が相次いで進出し、国道2号沿いでも工場建設が盛んとなり、周辺の都市化が急速に進みました。一方、背後地の農村部では労働力と土地の供給が進行し、農業の近代化が阻害される恐れが生じました。

このような状況に対応するため、農業の近代化の要となる農業用水と需要増大が予測される水道水の安定的確保を目的として東播用水事業が計画されました。

事業の構想から着手までの経過は、次のとおりです。

昭和36(1961)年 兵庫県農林部(現農政環境部)が構想を練り、予備調査を開始

昭和38(1963)年 農林省(現農林水産省)が国営調査地区として採択

昭和43(1968)年 農林省と県水道関係部局が共同で基本計画を立案

昭和45(1970)年 農林省が全体実施設計作成・事業着手

(2) 事業の概要

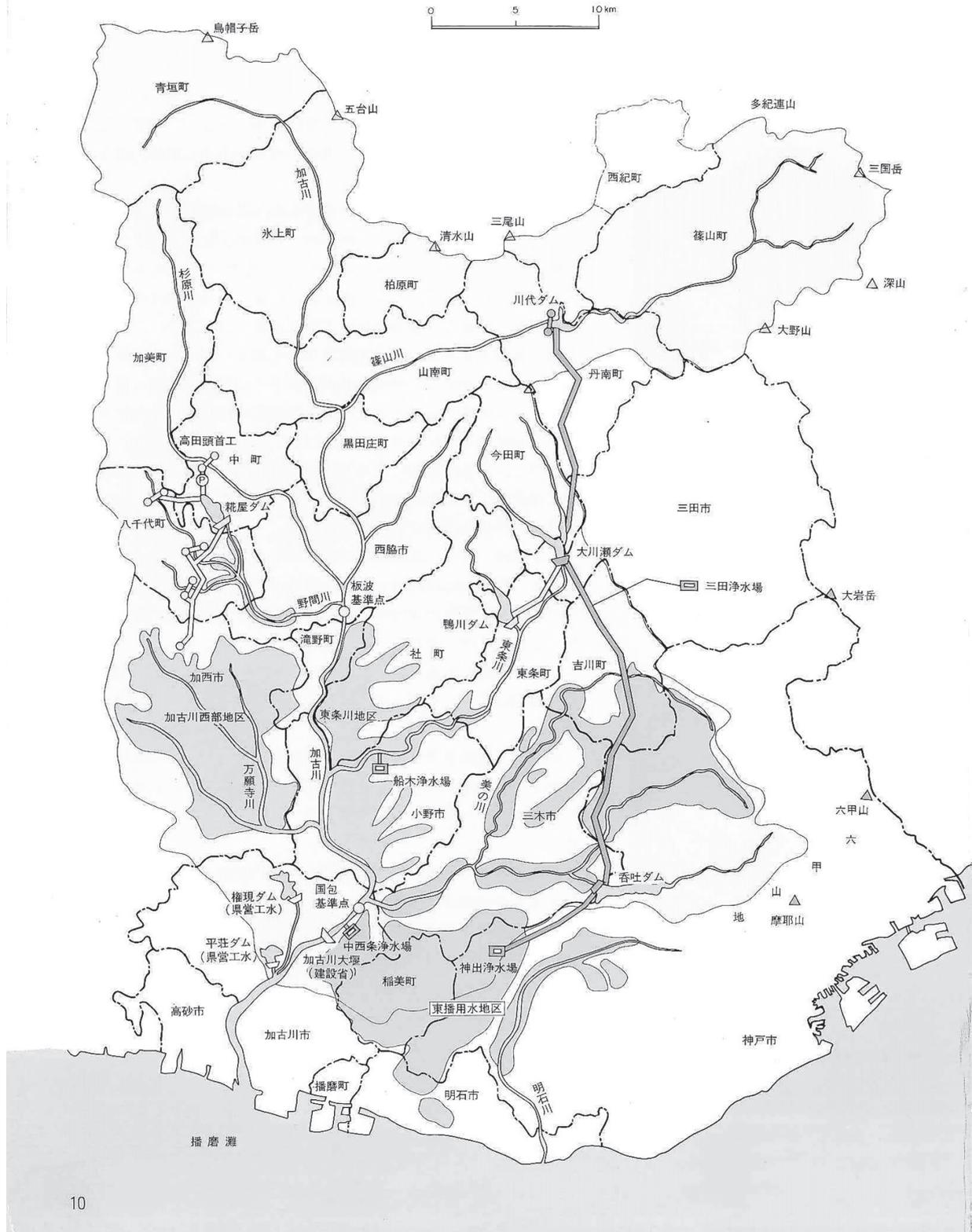
東播用水事業は、国営東播用水総合土地改良事業(農業水利事業・農地造成事業)と兵庫県水道用水供給事業との共同事業です。兵庫県から水道用水供給事業の委託を受けた近畿農政局により、1,486億円の事業費をかけ、昭和45(1970)年から平成5(1993)年にかけて実施されました。これにより、4市1町(神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町)の田畑7,293ヘクタール(畑地造成265ヘクタールを含む。)に対する農業用水の供給とともに、7市2町(神戸市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町)に対する水道用水の供給が可能となりました。

水源施設として篠山川の川代ダム、東条川の大川瀬ダム、志染川の吞吐ダムがあり、これらを直線的に導水路が結んでいます。農業用水を各地のため池に供給するため、水源施設から幹線水路と多くの支線水路が樹枝状に広がり、支線水路からさらに県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業などの関連事業で整備された水路が延びて各地のため池につながっています。淡山疏水もこれら施設と一体となって機能を発揮しています。水道用水供給のためには、吞吐ダムと兵庫県神出浄水場を直接結ぶ中央幹線水路があります。



呑吐ダム (三木市志染町三津田)

事業位置図



■事業費 148,574,546,727 円 (内土地改良事業分 86,611,147,632 円)

種 目	事業量	事業費 (円)
1 工事費		96,366,825,428
基幹施設	ダム 3 か所、導水路 2 本	67,394,769,200
幹線水路	19.6km	7,639,587,000
支線水路	50.9km	5,637,743,000
農地開発	383ha	9,978,986,710
雑工事	一式	5,715,739,518
2 測量試験費	一式	9,076,811,035
3 用地費及び補償費	一式	35,177,785,882
4 船舶及び機械器具費	一式	169,113,327
5 営繕費	一式	332,644,452
6 宿舍費	一式	453,804,782
7 換地計画委託費	一式	157,613,000
8 工事諸費	一式	6,839,948,821

■工 期 昭和 45 (1970) 年～平成 5 (1993) 年

■受益面積 8,035ha
(水田 7,568ha 普通畑 175ha 果樹園 292ha)

■主要工事

主な造成施設	諸 元	摘 要
川代ダム	全可動ゲート式ダム 95.0 m × 9.0 m 有効貯水量 1,280,000m ³	昭和 55 (1980) 年度 ～平成 2 (1990) 年度
大川瀬ダム	重力式コンクリートダム 164.0m × 50.8 m 有効貯水量 8,150,000m ³	昭和 54 (1979) 年度 ～平成 4 (1992) 年度
呑吐ダム	重力式コンクリートダム 260.0 m × 71.5 m 有効貯水量 17,800,000m ³	昭和 48 (1973) 年度 ～平成 4 (1992) 年度
川代導水路	最大通水量 12.0m ³ /s 総延長 13.4km	昭和 54 (1979) 年度 ～平成 2 (1990) 年度
大川瀬導水路	最大通水量 4.6m ³ /s 総延長 22.6km	昭和 46 (1971) 年度 ～平成 2 (1990) 年度
中央幹線水路	最大通水量 3.5m ³ /s 総延長 9.1km	昭和 53 (1978) 年度 ～平成元 (1989) 年度

2 淡山疏水の位置づけ

東播用水は近代的な広域水利システムですが、その基となるのが明治時代から大正時代にかけて開削された淡山疏水です。淡山疏水の受益地は東播用水の受益地の約 30 パーセント^{*}を占め、淡河川頭首工は東播用水の主要施設として引き継がれ、山田頭首工は呑吐ダムに統合されています。淡河川

幹線水路、山田川幹線水路、各支線水路も東播用水と一体となって機能を発揮しています。

約 30 パーセント※：合併時点では 33% となります。

淡山疏水 2,450 ヘクタール（受益面積）
東播用水 7,381 ヘクタール（受益面積）

東播用水事業及び関連事業によって改築・廃止等がなされた淡山疏水施設の概要は次のとおりです。

東播用水農業水利事業で改修等が行われた淡山疏水施設の概要

区 分	施 設 名	数 量	施 工 年
新設	山田川幹線連絡水路	786 m	昭和 63（1988）年
	岩岡連絡水路	619 m	昭和 61（1986）年
改修・改築	淡河頭首工	1 式	平成 5（1993）年
	淡河川幹線水路	7,363 m	昭和 60（1985）年～平成 4（1992）年
	山田川幹線水路	566 m	昭和 63（1988）年～平成 4（1992）年
	合流幹線水路	123 m	平成 4（1992）年
	岩岡支線水路	2,068 m	平成元（1989）年～平成 2（1990）年
	森安支線水路	577 m	昭和 63（1988）年～平成元（1989）年
	加古支線水路	3,896 m	平成元（1989）年～平成 4（1992）年
廃止	山田頭首工	1 式	平成 3（1991）年
	山田川幹線水路	約 5,000 m （現状存置）	
改修合計延長		15,998 m	

県営かんがい排水事業東播用水地区で改修等が行われた淡山疏水施設の概要

区 分	施 設 名	数 量	施 工 年
改修・改築	神出支線水路	3,297 m	昭和 60（1985）年度～昭和 62（1987）年度
	別所支線水路	8,082 m	昭和 60（1985）年度～平成元（1989）年度
	加古 1 号支線水路	482 m	昭和 58（1983）年度～昭和 63（1988）年度
	加古 2 号支線水路	1,278 m	平成 2（1990）年度～平成 5（1993）年度
	天満支線水路	1,042 m	平成 2（1990）年度
	森安支線水路	4,485 m	昭和 61（1986）年度
	印南支線水路	1,529 m	昭和 62（1987）年度～昭和 63（1988）年度
	岩岡 1 号支線水路	895 m	昭和 61（1986）年度～平成 5（1993）年度
	岩岡 2 号支線水路	3,402 m	昭和 59（1984）年度～平成元（1989）年度
合計延長		24,492 m	

3 水利権包括に関する協定

昭和 45 (1970) 年 10 月に近畿農政局東播用水農業水利事業所が開設されて工事が始まり、昭和 47 (1972) 年 2 月には東播用水土地改良区が設立 (認可) されるなど、東播用水事業は着々と進められました。しかし、東播用水計画に組み入れられた淡山疏水の水利権の扱いや施設の使用条件などについて、淡山土地改良区に対する説明も協議もありませんでした。淡山土地改良区組合員には、先人たちが苦労を重ねて開削し守ってきた疏水とそれを管理する自らの組織を守るという強い気持ちがあります。当時の組合員は、東播用水事業の受益者として事業計画の説明を受けてその実施に同意はしたものの、疏水についての成り行きを注視していました。

昭和 54 (1979) 年、近畿農政局は国営農業水利事業地区 (東条川地区、加古川西部地区、東播用水地区) を始めとした加古川水系全体の円滑な水利用を図るため、農林水産大臣が淡山疏水を含めて水利権を取得する方針を定め、淡山土地改良区に対して水利権包括の同意を求めました。これに対して淡山土地改良区は、昭和 55 (1980) 年 5 月に開催された総代会において、呑吐ダムに水没する疏水敷地の買収、淡山地域への従前と同じ給水量の確保などを国に求めることを決議しました。これは、東播用水事業における疏水の利用については理解するものの自らの権利を守るといった組合員の姿勢を示したものでした。

同年 6 月、新たに就任した吉岡義雄理事長、藤本久夫副理事長、沼田歳之副理事長らは直ちに東播用水農業水利事業所長に面会し、総代会決議に沿って呑吐ダムに水没する山田川幹線水路用地の補償、幹線水路の使用補償及び事業完成後の施設管理区分について土地改良区の意向を伝えました。しかしその回答は、「東播用水事業による淡山疏水施設の改修・改築は淡山土地改良区組合員の利益であり補償対象外」そして「東播用水土地改良区が東播用水施設の管理主体」といった基本的原則のものでした。

その後、粘り強く交渉を重ねた結果、淡山土地改良区、近畿農政局、兵庫県及び東播用水土地改良区で構成される四者会議を開催して話し合うこととなりました。四者会議では、淡山土地改良区は苦労を重ねた疏水開削とこれまでの維持管理を説明し、施設使用に対する補償と事業完了後の自らによる疏水管理などを繰り返し求めました。これに対して近畿農政局と兵庫県は、東播用水事業と関連事業 (県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業) により淡山疏水を全面的に改良することを理由に、淡山土地改良区の協力を一方的に求めました。

このように当初は全くのすれ違いでしたが、話し合いを重ねるごとに淡山土地改良区は東播用水事業の実施による利益を確認し、対する 3 者は関係農家が大変な苦労を重ねて開削し維持管理してきた淡山疏水への理解を深めていきました。そして、淡山疏水の水利権を東播用水に包括するにあたっての次の 3 つの方針が定められ、昭和 57 (1982) 年 1 月 18 日にこれら方針を明記した水利権包括に関する「協定書」(資料 10)、「覚書」(資料 11)、「確認書」(資料 12)、「議事録」(資料 13) を両土地改良区あるいは 4 者で取り交わし、淡山土地改良区は「同意書」(資料 14) を近畿農政局に提出しました。

【水利権包括に関する方針】

- 1 近畿農政局は、淡山疏水の歴史を尊重して事業を実施する。
- 2 淡山土地改良区、近畿農政局、兵庫県及び東播用水土地改良区は、次の 3 項目について協議を進める。

- ・東播用水事業で使用する淡山土地改良区所有の土地等の買収又は補償
 - ・淡山疏水及び東播用水の施設管理（両土地改良区の管理範囲）
 - ・事業完了後における両土地改良区の組織
- 3 淡山土地改良区は、東播用水事業に積極的に協力する。

水利権包括に関する「協定書」「覚書」「確認書」「議事録」の要旨〔昭和 57（1982）年 1 月 18 日締結〕

区分	関係者及び要旨
協定書	<p>甲：近畿農政局長 乙：兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長 立会人：兵庫県知事、東播用水土地改良区理事長</p> <p>1 甲は、乙の実施に係るかんがい用水事業の歴史を尊重し、事業を実施する。 2 乙は、水利権の包括に同意する。</p>
覚書	<p>甲：近畿農政局東播用水農業水利事業所長 乙：兵庫県農林水産部長 丙：東播用水土地改良区理事長 丁：兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長</p> <p>1 甲、乙、丙及び丁は、丁所有の土地等の買収又は補償について、誠意をもって協議する。 2 国営事業及び県営事業により造成される施設及び両事業に使用する丁所有施設の管理方法については、丙及び丁が別途協議の上定める。 3 利水管理の方法については、甲、乙、丙及び丁で協議して定める。</p>
確認書	<p>締結者：東播用水土地改良区理事長、兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長 立会人：近畿農政局東播用水農業水利事業所長、兵庫県農林水産部長</p> <p>1 練部屋分水工から上流については、東播用水土地改良区が管理する。管理費については、両土地改良区で協議する。 2 施設の取得または使用については、兵庫県の調整による。 3 国営事業及び県営事業の負担金については、東播用水土地改良区が自らの規定により徴収納入する。 4 事業完了後の両土地改良区の組織については、土地改良区連合案を含めて両土地改良区が検討して定める。</p>
議事録	<p>締結者：近畿農政局東播用水事業所次長 兵庫県農林水産部技監 両土地改良区副理事長 補償物件、補償額などの細部についての確認</p>

4 土地等の買収・補償及び歴史の尊重

水利権包括に関する「覚書」中の淡山土地改良区所有の土地等の買収又は補償については、近畿農政局が速やかに実施しました。

東播用水事業における淡山疏水への補償対応等

対応項目	実施年	内容
淡山疏水（東播用水使用施設）敷地に対する引水地役権設定の補償	昭和 58（1983）年	淡河川幹線水路、山田川幹線水路（用途廃止区間除く）及び合流幹線水路の淡山土地改良区所有敷地 126,084㎡ 511,152,200 円

対応項目	実施年	内容
呑吐ダム水没土地の買収	昭和 61 (1986) 年	山田川幹線水路路上流部の淡山土地改良区所有敷地（ダム水没土地） 15,396㎡ 70,574,800 円
東播用水南部管理所在地の地上権設定補償	平成 3 (1991) 年	淡山土地改良区事務所敷地の一部 1,516㎡ 75,042,000 円

淡山疏水の歴史の評価については、近畿農政局と兵庫県が連携して対応しました。近畿農政局東播用水農業水利事業所は、平成 3（1991）年から平成 5（1993）年にかけて、淡山疏水資料の展示室を設けた東播用水南部管理事務所を淡山土地改良区事務所の敷地内に建設し、疏水関連資料をマイクロフィルムに記録し、疏水の歴史を紹介するビデオを制作しました。南部管理事務所の前には、疏水の歴史を称えとともにその地域の豊かな未来を祈念する記念碑を兵庫県東播磨農業水利建設事務所が建立しました。

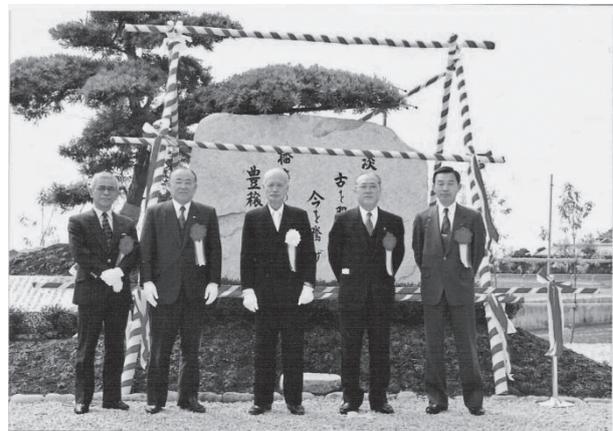
平成 5（1993）年 3 月 22 日、淡山土地改良区は多くの来賓を迎え、記念碑除幕式及び展示室開所式を盛大に執り行いました。

淡山疏水の歴史評価に関する支援

実施主体	支援内容
近畿農政局東播用水農業水利事業所	1 南部管理事務所一階展示室 130㎡ (参考) 南部管理所：平成 3（1991）年～平成 5（1993）年施工 鉄筋コンクリート二階建 床面積 219.6㎡
	2 淡山疏水記録（工事図面、その他記録等）平成 3（1991）年 マイクロフィルム化：原図等 40 枚 写真 151 枚
	3 記録映像制作 ビデオ「淡山疏水の歴史」1 巻（20 分）平成 3（1991）年
兵庫県東播磨農業水利建設事務所	4 淡山疏水事業記念碑建立（南部管理事務所玄関前）1 基 平成 5（1993）年



東播用水南部管理所展示室開所式テープカット



記念碑除幕後記念写真撮影

5 施設管理組織の一元化（管理委託）

（1）経過概要

水利権包括に関する「確認書」中の淡山疏水及び東播用水の施設管理^{*}及び事業完了後の両土地改良区の組織について、昭和 59（1984）年から両土地改良区に兵庫県が調停者として加わった三者会議、後には東播用水農業水利事業所も加わった四者会議において協議が進められました。

この結果、平成 2（1990）年、淡山土地改良区が単独使用する施設を自らが管理する内容の「組織等の調整に関する確認書」が取り交わされ、平成 6（1994）年 3 月、淡山土地改良区管理施設も含めて東播用水土地改良区が管理する内容の「組織再編に関する確認書」が取り交わされ、平成 7（1995）年 12 月、淡山土地改良区が東播用水土地改良区に施設管理を委託する協定を両土地改良区が取り交わしました。

平成 8（1996）年 4 月から、東播用水土地改良区が淡山疏水と東播用水の施設（国が直轄管理するダムなどの基幹施設を除く。）の一元的な管理を開始し、淡山土地改良区は疏水敷地やため池などの土地改良財産の管理を引き続いて行いました。

施設管理^{*}：関係資料においては作成時期により「水管理」又は「施設管理」が使われていますが、これらは一体的なものであり同じ意味のものです。本文では、「施設管理」に統一しています。

施設管理組織一元化の主な経過

協定書・覚書	締結年月日	関係者及び主旨
組織等の調整に関する確認書 (資料 15)	平成 2 (1990) 年 12 月 18 日	東播用水農業水利事業所長、兵庫県農林水産部長、東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長・東播用水及び淡山疏水の施設の管理区分 ・東播用水事業完了後 5 年以内の合併
組織再編に関する確認書 (資料 16)	平成 6 (1994) 年 3 月 24 日	東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長 兵庫県農地整備課長（立会人） ・施設管理組織の一元化
管理委託協定書 (資料 17)	平成 7 (1995) 年 12 月 6 日	東播用水土地改良区理事長、淡山土地改良区理事長、 兵庫県三木土地改良事務所長（立会人） ・淡山疏水施設の管理委託

（2）組織等の調整に関する確認

淡山疏水の施設管理と事業完了後の両土地改良区の組織について、昭和 59（1984）年に淡山土地改良区が他の協定 3 者に協議開始を申し入れ、昭和 60（1985）年から淡山土地改良区と東播用水土地改良区そして調停者としての兵庫県が加わる三者会議を設置して協議することになりました。

水利権包括に関する「確認書」では、「練部屋分水工の上流を東播用水土地改良区が管理」、「練部屋分水工下流を淡山土地改良区が管理」、「連合を含めて両土地改良区の組織を検討」と定められていましたが、分水工上流にある淡山土地改良区地区と分水工下流にある東播用水土地改良区新規加盟地区の取扱いについて、また合併・連合についての両土地改良区間の意見の乖離が大きく、協議が難航しました。

その時期、近畿農政局が東播用水事業の計画変更を行うこととしたため、変更計画書案に掲げる施設管理計画を早急に定める必要が生じ、平成元（1989）年、三者会議を東播用水農業水利事業所が加わった四者会議に拡充して協議を進めました。

ここで淡山土地改良区は、自らの施設は自らの管理とともに自らの組織の存続を強く主張しました。その結果、紆余曲折はあったものの、「東播用水事業実施中においては淡山土地改良区が単独で使用する（淡山地域で使われる用水のみが通過する）施設は淡山土地改良区が管理する」、「両土地改良区が5年以内を目標に合併に努力する」方針で協議が整い、平成2（1990）年、4者が「組織等の調整に関する確認書」（資料15）を取り交わしました。

この確認書中の合併については、淡山土地改良区は両土地改良区が並立して共通業務を行う土地改良区連合設立を想定していたのに対して、他の3者は両土地改良区が1つの組織となる土地改良区の合併を想定していたようです。

組織等の調整に関する確認書の要旨

- 1 東播用水事業で新設される施設と淡山疏水について、東播用水土地改良区地区と淡山土地改良区地区が共用する部分とそれぞれが単独使用する部分に分け、両土地改良区の管理区分を定める。淡山土地改良区は、自らが単独使用する施設を管理する。
- 2 両土地改良区は5年以内を目標に合併に努力し、国及び県はこれを指導・助言する。
- 3 両土地改良区は、東播用水及び淡山疏水の施設使用料を互いに求めず、また、維持管理費は共に負担する。
- 4 東播用水事業の農家負担金は、両土地改良区間での格差はない。

(3) 組織再編に関する確認

「組織等の調整に関する確認書」に基づいて、平成3（1991）年から淡山土地改良区と東播用水土地改良区の合併について協議を開始したものの、協議を妨げるいくつもの出来事が生じました。

まず、東播用水土地改良区が実施していた受益地確定調査が遅延し、両土地改良区の地区を明確にできなかったために協議が頓挫しました。次に、淡山土地改良区は両土地改良区の管理範囲が定まった後にも自らの地区に東播用水土地改良区経常賦課金が賦課されていたことに異議を申し立てましたが、別記（東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題）のとおり、東播用水土地改良区がこれを受け入れることはありませんでした。さらに、兵庫県農林水産部が合併の前倒しを突如提案をしたこともありました。淡山土地改良区は、東播用水土地改良区と兵庫県に対する不信感が高まる中で協議を進めなければなりません。

東播用水事業が完了する直前の平成5（1993）年3月、四者会議を廃して東播用水関係組織再編等検討委員会（淡山土地改良区、東播用水土地改良区、兵庫県農地整備課）を設け、この委員会において検討した結果、両土地改良区を今後も并存させて施設管理部門を一元化する方針としました。そして平成6（1994）年3月、淡山土地改良区が東播用水土地改良区に管理を委託する内容の「組織再編に関する確認書」（資料16）を両土地改良区で取り交わしました。

淡山土地改良区としては、施設管理の合理化に加えて組織の存続が実現し、大変満足できるもので

あったといえます。

組織再編に関する確認書の要旨

- 1 現在の土地改良区管理区域の確認
 - 東播用水土地改良事業受益面積 7,684 ha
 - 内東播用水土地改良区管理区域 5,176 ha
 - 内淡山土地改良区管理区域 2,508 ha
- 2 再編時期 平成8（1996）年4月まで
- 3 再編土地改良区（東播用水土地改良区）の事業
 - ・国営事業、県営事業で造成された施設の管理（国直轄管理施設以外）
 - ・淡山土地改良区から委託を受けた施設の管理
 - ・維持管理費等は全地域均一賦課
- 4 再編後の淡山土地改良区
 - ・ため池等の土地改良財産の管理

別記 東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題

昭和47（1972）年に淡山地域を含む東播用水土地改良区が設立されて以来、淡山土地改良区の組合員は両土地改良区の経常賦課金を重複して負担していました。

平成2（1990）年、「組織調整に関する確認書」が両土地改良区間で取り交わされましたが、これによって両土地改良区の管理範囲が明確に分割されたとして、淡山土地改良区は東播用水土地改良区に対して淡山土地改良区組合員に対する経常賦課金の徴収を廃止するよう申し入れました。しかし、確認書においても淡山地域を地区に含むとされた東播用水土地改良区は、申し入れに応じることはありませんでした。

ついに淡山土地改良区は自組合員に対して賦課金の納入を拒否するよう指導し、平成5（1993）年から平成7（1995）年まで、淡山土地改良区組合員の東播用水土地改良区の経常賦課金未納が続きました。

この問題はそれぞれの組織の根幹に関わることから容易に解決とはならず、施設管理組織一元化へ向けた取組の足を引っ張ることとなったため、平成6（1994）年7月に兵庫県農地整備課長が仲介し、組織一元化後の課題として持ち越すこととなりました。

平成8（1996）年に施設管理組織の一元化が実現し、その直後から協議が再開されましたが、淡山土地改良区は一元的管理を行う東播用水土地改良区の立場を尊重するようになり、平成10（1998）年、経常賦課金未納額として3,000万円を東播用水土地改良区に納めました。

（4）施設管理組織の一元化（管理委託）

「組織再編に関する確認書」に基づき、淡山疏水と東播用水の施設管理組織を平成8（1996）年4月1日までに統合するため、両土地改良区は東播用水土地改良区経常賦課金の徴収問題を兵庫県農地整備課長の仲介によって先送りし、淡山疏水施設の管理を東播用水土地改良区に委託する「管理委託協定書」（資料17）を平成7（1995）年12月に取り交わ



管理委託協定調印式

しました。

平成8（1996）年4月1日から一元的施設管理が始まり、東播用水土地改良区は当初の設立目的のとおり、淡山疏水を含めた東播用水全体の広域的な施設管理（近畿農政局が管理するダムなどの基幹部分並びに末端のため池を除く。）を行う組織となり、淡山土地改良区は疏水の施設と敷地を所有し、土地の管理とため池に関する土地改良事業などを実施する団体となりました。

(5) 東播用水南部水利施設調整協議会

「東播用水南部水利施設調整協議会」（資料18）は、施設管理の一元化後における両土地改良区に共通する課題を協議調整するため、管理委託協定書第5条の規定に基づいて平成8（1996）年4月1日に設置し、同年9月6日から平成24（2012）年6月7日までに26回の協議会を開催しました。協議内容は、南部地域の用水供給、経常経費問題の解決、東播用水二期事業の実現に向けた取組などであり、例えば、平成22（2010）年8月12日に開催された協議会では次のような協議を行いました。

- 1 東播用水二期事業の実現に向けた取組状況と今後のスケジュールについて
- 2 二期事業負担金の課題について
- 3 二期事業推進体制について
- 4 淡河・山田幹線水路整備計画案（新淡山水路）について
- 5 淡河・山田幹線水路（工事完了後）の帰属先について

6 まとめ〔平成8（1996）年臨時総代会挨拶より〕

風薫る5月、昔で言えば「目に青葉 山ほととぎす 初鰯」、気持ちの良い季節です。総代改選により皆様ご当選されました。これから4年間、^{たんざん}淡山土地改良区一致協力し、よろしくお願ひ申し上げます。本日は欠席者1名で、皆様方の元気なお姿を拝見させていただきまして心からお慶び申し上げます。

昭和45（1970）年に国営^{とうばんようすい}東播用水事業が計画されて以来25年が経過しました。上水と農業用水含めての用水開発です。当初計画では、受益者負担10アール当たり17,300円、昭和53年完成予定でありました。平成3（1991）年度では、負担額は10アール当たり54万円と増加しました。

我々^{たんざん}淡山地域は^{とうばんようすい}東播用水との二重加盟の状態であり、更に^{たんざん}淡山の^{たんざん}両水源及び水路施設がベッタリと計画の中に組み込まれていたため、^{たんざん}淡山土地改良区としては^{とうばんようすい}東播用水事業への参加を拒みました。昭和54（1979）年^{とんど}呑吐ダム着工にあたり、^{たんざんそすい}淡山疏水の^{たんざん}両水源の編入同意を得なければ進められないということで、参加を受けた経緯があります。これが出発です。

少雨渇水地域の農業をこれだけの農業に築き上げてくださった先人先覚者の歴史と、水不足と闘い施設を拡充して地域農業の発展に取り組んだ歴史を踏まえて、^{とうばんようすい}東播用水問題の解決や負担の軽減に努力しました。農業者の負担額は、10アール当たり4,500円の28年償還となりました。年10アール当たり5,000円の10年償還を終始一貫して訴え続けた結果、一括償還で10アール当たり7万円弱、28年償還10アール当たり12万円余りの負担軽減となりました。

・・・中略・・・

国営事業が進む中、^{たんざん}淡山土地改良区としては^{とうばんようすい}東播用水土地改良区との^{とうばんようすい}連合組織を基本方針として進んでいましたが、県の調整により水管理組織一元化計画が進み、本年4月1日、用水を一元化して^{とうばんようすい}東播用水土地改良区が管理し、我々の土地改良区は財産を管理し、永久に残存することとなります。^{たんざん}淡山区域の施設管理は隣の南部管理所で管轄し、職員4名が移籍し、^{たんざん}淡山職員は2名となりました。今後は水利調整協議会をつくり、提案権、発言権等を規約化して推進します。

本日は役員選任について提案します。よろしくお願ひ申し上げます。

平成8（1996）年5月15日 理事長 ^{よしおかよしお}吉岡義雄